

福岡県公報

平成25年1月18日
第3463号

目次

告示(第60号-第67号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3

公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 3
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) 5

公安委員会

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 7

再掲

- 警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程 (警察本部生活安全総務課) 8
- 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程 (警察本部生活安全総務課) 11

告示

福岡県告示第60号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市小川町21番1及び21番4から21番40まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県荒尾市大島103番地の2
有限会社 日新商会
代表取締役 川村晃生

福岡県告示第61号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町松原町5番3及び5番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡苅田町大字松山1218番地
伊藤 吉彦

福岡県告示第62号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 2
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年7月22日農林省告示第718号（1に係るものに限る。）
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年8月23日農林省告示第1553号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第64号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）飯塚市鹿毛馬字大へら2247番21、2247番25、2252番1、2252番3、2252番6、2252番8、2252番9、2255番3の一部、2255番7から2255番9まで、2323番7及び2323番13から2323番15まで並びに勢田字島奥1034番19の一部、1034番24の一部、1034番31の一部及び1034番37の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事
小川 洋

福岡県告示第65号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福間南三丁目1198番2から1198番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区吉塚四丁目9番31号
起産建設 株式会社
代表取締役 土屋 洋介

福岡県告示第66号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、六ツ門8番街地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 理事長の氏名
橋本 安彦
- 2 理事長の住所
久留米市六ツ門町9番地1

福岡県告示第67号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人健康な社会をつくる会
 - (2) 代表者の氏名
溝上 雅彦
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県豊前市大字赤熊1359番地4 ぶぜん複合ビル3階
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、健康・体力づくり、スポーツ活動・介護等に関する事業を行い、市民の健康・体力維持、自立した生活活動の獲得に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
デジタル印刷機（備出32）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 役員名簿
 - ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 - チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 - ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年2月4日（月曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注

する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月18日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ・デジタル印刷機22台
- ・消耗品（マスター・インク）一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- ・デジタル印刷機 平成25年3月22日
- ・マスター・インク 平成30年3月31日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電機器具	
05	02	電機通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、総務事務センター調達班に平成25年2月13日（水曜日）午後4時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間
平成25年1月18日（金曜日）から平成25年2月13日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
(1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター調達班
(2) 受領期限
持参する場合は平成25年2月21日（木曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成25年2月20日（水曜日）
(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期

限内必着）で行う。

- 11 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）
(2) 日時
平成25年2月22日（金曜日）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であってその全ての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 入札金額（単価）の全てが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに、有効である入札書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Digital mimeograph press 22set and Unit price contract of expendable supplies
- (2) Delivery period : By March 22,2013
- (3) Delivery place : According to the specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 P M on February 21, 2013
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

公安委員会

福岡県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年1月18日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年3月7日（木） 9：00～17：00（原則）			

平成25年3月14日(木) 9:00～17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年3月21日(木) 9:00～17:00(原則)			
平成25年3月28日(木) 9:00～17:00(原則)			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年3月7日(木) 9:00～17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	各日15名
平成25年3月21日(木) 9:00～17:00(原則)			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第18号)第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規程第9号

警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程を次のように定める。

平成24年12月27日

福岡県公安委員会

警備業法に基づく行政処分に係る公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)に基づき行われた行政処分に係る公表(以下「公表」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 認定の取消し、返納命令、指示、営業停止命令又は営業廃止命令をいう。
- (2) 認定の取消し 法第8条の規定に基づき、警備業務に係る営業の認定を取り消すことをいう。
- (3) 返納命令 法第22条第7項(法第23条第5項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、警備員指導教育責任者資格者証(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証をいう。)、合格証明書(法第23条第4項に規定する合格証明書をいう。)又は機械警備業務管理者資格者証(法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証をいう。)の返納を命ずることをい

う。

- (4) 指示 法第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (5) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (6) 営業廃止命令 法第49条第2項の規定に基づき、警備業を営んでいる者に対し、当該営業の廃止を命ずることをいう。

(公表)

第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行ったとき又は行政処分を行った旨の通知を受けたときは、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第4条 行政処分のうち、福岡県公安委員会が行う公表の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡県公安委員会が行った認定の取消し
 - (2) 福岡県公安委員会が行った次に掲げる指示
 - ア 過去3年以内に指示を受けた者に対する指示
 - イ 過去5年以内に、認定の取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を受けた者に対する指示
 - (3) 次に掲げる営業停止命令
 - ア 福岡県公安委員会が行った営業停止命令
 - イ 他の都道府県公安委員会が行った営業停止命令（当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地を福岡県公安委員会が管轄する場合で、当該他の都道府県公安委員会から当該営業停止命令を行った旨の通知を受けたときに限る。）
 - (4) 福岡県公安委員会が行った営業廃止命令
- (公表の内容)

第5条 福岡県公安委員会は、次に掲げる事項について公表を行うものとする。

- (1) 認定証（法第5条第2項に規定する認定証をいう。）の番号
- (2) 行政処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地

(4) 行政処分に係る営業所、基地局（法第40条に規定する基地局をいう。）又は待機所（法第43条に規定する待機所をいう。）の名称及び所在地

(5) 行政処分の処分年月日

(6) 行政処分の内容（営業停止命令にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間）

(7) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項

(8) 行政処分を行った都道府県公安委員会名

(公表の方法)

第6条 福岡県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 福岡県警察本部における警備業行政処分票（別記様式）の備付け
- (2) 福岡県警察がインターネット上に開設するホームページにおける前条各号に掲げる事項の掲載

(警備業行政処分票の写しの送付)

第7条 福岡県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該営業停止命令に係る警備業行政処分票の写しを送付するものとする。

(公表の期間)

第8条 公表を行う期間は、行政処分の処分年月日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

別記様式（第 6 条、第 7 条関係）

警備業行政処分票

行政 処 分 を 受 け た 者	認定証の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所、 基地局又は待機所の名称 及び所在地	
行政処分の処分年月日	年 月 日	
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由 の根拠となる法令の条項		
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1 「認定証」とは、警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 5 条第 2 項に規定する認定証をいい、「基地局」とは、同法第 4 0 条に規定する基地局をいい、「待機所」とは、同法第 4 3 条に規定する待機所をいう。

2 行政処分の内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。

(A 4)

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規程第10号

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程を次のように定める。

平成24年12月27日

福岡県公安委員会

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する
規程
(目的)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づき行われた行政処分に係る公表（以下「公表」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政処分 指示、営業停止命令又は営業廃止命令をいう。
- (2) 指示 法第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (3) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、探偵業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (4) 営業廃止命令 法第15条第2項の規定に基づき、探偵業を営んでいる者に対し、当該営業の廃止を命ずることをいう。

(公表)

第3条 福岡県公安委員会は、行政処分を行ったとき又は行政処分を行った旨の通知を受けたときは、この規程の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第4条 行政処分のうち、福岡県公安委員会が行う公表の対象となるものは、次に掲げ

るものとする。

- (1) 福岡県公安委員会が行った次に掲げる指示
 - ア 過去3年以内に指示を受けた者に対する指示
 - イ 過去5年以内に、営業停止命令又は営業廃止命令を受けた者に対する指示
- (2) 次に掲げる営業停止命令
 - ア 福岡県公安委員会が行った営業停止命令
 - イ 他の都道府県公安委員会が行った営業停止命令（当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地を福岡県公安委員会が管轄する場合で、当該他の都道府県公安委員会から当該営業停止命令を行った旨の通知を受けたときに限る。）
- (3) 福岡県公安委員会が行った営業廃止命令
(公表の内容)

第5条 福岡県公安委員会は、次に掲げる事項について公表を行うものとする。

- (1) 探偵業届出証明書（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書をいう。）の番号
- (2) 行政処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地
- (4) 行政処分に係る営業所の名称及び所在地
- (5) 行政処分の処分年月日
- (6) 行政処分の内容（営業停止命令にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間）
- (7) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項
- (8) 行政処分を行った都道府県公安委員会名
(公表の方法)

第6条 福岡県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 福岡県警察本部における探偵業行政処分票（別記様式）の備付け
- (2) 福岡県警察がインターネット上に開設するホームページにおける前条各号に掲げる事項の掲載
(探偵業行政処分票の写しの送付)

第7条 福岡県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令

を受けた者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、当該営業停止命令に係る探偵業行政処分票の写しを送付するものとする。

(公表の期間)

第8条 公表を行う期間は、行政処分の処分年月日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

別記様式（第 6 条、第 7 条関係）

探偵業行政処分票

行政処分を受けた者	探偵業届出証明書の番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	行政処分に係る営業所の名称及び所在地	
行政処分の処分年月日	年 月 日	
行政処分の内容		
行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令の条項		
行政処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 1 「探偵業届出証明書」とは、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号）第 4 条第 1 項に規定する探偵業届出証明書をいう。

2 行政処分の内容欄には、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載すること。

(A 4)